

令和2年10月6日

社会福祉施設職員等退職手当共済契約者様

独立行政法人福祉医療機構 共済部

## 新型コロナウイルス感染症対応にかかる「業務に従事した日」の取り扱いについて

平素より、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、各施設・事業所においても、慎重な感染拡大防止の対策が講じられているところであり、今後も継続しての対応が求められているところでもあります。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応として行われた勤務の調整等について、下記のとおり本制度上における「業務に従事した日」として取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、今般の取り扱いについては、本連絡日以前の日も含まれることから、被共済職員に不利益が生じないよう、既にお手続き済みのものは遡及訂正等にて対応させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、お手数ですが、共済部担当課にお問い合わせください。

### 記

#### 1 「業務に従事した日」として取り扱う日

以下に該当する日を、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず業務に従事することができない期間とし、「業務に従事した日」として取り扱います。

- ①職員や家族等に発熱等の風邪の症状が見られ、療養等に要した日
- ②小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする日
- ③妊娠中の女性や基礎疾患を有する等リスクを有する職員が休暇を取得する日
- ④新型コロナウイルス感染症発生による休業、地方公共団体による休業要請等がなされた日
- ⑤他の施設で業務に従事することを余儀なくされ、終了後の自宅待機の日
- ⑥その他①から⑤までに準ずる事情があると認められる日

なお、この取り扱いの対象となる日は、令和2年2月25日（新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定された日）以降となります。

※「在宅勤務」を命令した日は、出張・外勤と同じですので、当然に「業務に従事した日」になります。

#### 2 お手続きについて

(1) 本連絡以降に機構あてに提出する届出等

「被共済職員期間とならない月」の記入を求めている、被共済職員退職届等の各種届出書類等について、上記1に該当する日を「出勤」として数えても、「業務に従事した日」が10

日以下となる月は、「被共済職員期間とならない月」として、該当欄に記入してください（介護休業や産前産後休暇と同様の記入方法です）。

(2) 本連絡より前に提出した届出等の訂正

上記1の「業務に従事した日」に該当する日を、「欠勤」として数えた結果、「被共済職員期間とならない月」として、既に当機構あてに各種届出を行っている場合には、お手数ですが、別紙の『被共済職員期間とならない月』の変更について（参考書式）にて、下記のとおり、訂正内容を共済部あてにお知らせください（FAXで結構です）。

①『被共済職員期間とならない月』の変更

- ・変更前の該当月と訂正後の該当月を、それぞれ✓の記入でお示してください。

②『退職した月以前6か月本俸の額』の変更

- ・被共済職員退職届のご提出された職員様についてのみ、記入が必要となる場合があります。
- ・被共済職員退職届の「退職した月以前6か月本俸の額」は、「なる月」のみでのご記入をお願いしています。①の変更に伴い、新たに「なる月」として扱う月が加わると、「退職した月以前6か月本俸の額」の記入対象月も変更が生じます。変更後の「なる月」を基に、あらためて「退職した月以前6か月本俸の額」をご記入ください。

※被共済職員期間に訂正が生じた結果、支給済退職手当金の額と訂正後の退職手当金計算額に「差額」が生じた場合は、差額分を追加支給等で調整させていただきます。

以上

(お問い合わせ先)

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 共済部

被共済職員退職届：退職給付課給付第一係

その他の書類：退職共済課管理係

電話：0570-050-294（ナビダイヤル）

FAX：03-3438-0584